

(保 322)

令和3年1月20日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

令和3年度の指導・監査等について

令和2年度の指導、監査、適時調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に伴い、令和2年3月26日付け（保282）、令和2年5月1日付け（保39）、令和2年7月3日付け（保128）でその都度の取扱いをお知らせしてまいりましたが、未だになお収束が見込めないことから、各都道府県の実情に合わせて柔軟に対応することとしております。

現在、11都府県に緊急事態宣言が発令され、独自の緊急事態宣言を発令している地域もあり、各地で重症者数などの過去最多を更新している状況にあります。このような中、令和3年度の指導、監査等について、厚生労働省当局と相談した結果、具体的に下記のように対応することといたしましたので、ご連絡いたします。

当然ながら、指導は数値目標を設定して、件数を消化するものではなく、適正な保険請求を促す教育的なものであり、このような状況下において強制的に実施すべきものでは決してありません。したがって、各地域の感染状況や医療機関の状況等に十分配慮するよう、実施に当たっては、都道府県医師会と厚生局で調整し、合意した上で対応し、計画が達成できなくてもやむを得ないとの認識で当局と一致しております。

地域の実情を十分考慮し、都道府県医師会とあくまでも合意を得た上で実施することが大前提です。三密とならない環境確保や必要に応じた指導時間の短縮等を考慮することに加え、対象医療機関や立会者から新型コロナウイルス感染症の対応等のため対応が困難である等の申出があった場合は実施を延期するなど柔軟な対応をするよう明記させました。また、厚生労働省に対しては、コロナ禍における指導等の実施方法などについて早急に検討するよう要請しております。

都道府県医師会におかれましては、地域の感染状況等に十分に配慮し、慎重にご検討いただきたく何卒よろしくお願いいたします。

記

(1) 集団指導（指定時、更新時、登録時、改定時）

実施するが、資料を配付した場合や動画配信した場合も実施したこととみなす。

◇ 新規指定医療機関の場合、新規個別指導まで指導を受ける機会がなくなってしまうので、希望があればコロナ収束後の集団指導に出席できる運用は引き続き対応しています。

(2) 集団的個別指導

実施するが、資料を配付した場合や動画配信した場合も実施したこととみなす。

◇ 対象医療機関はレセプト1件当たり点数の高い順に一定数となっておりますが、令和4年度も引き続き高点数であった医療機関に対して令和5年度に高点数を理由とする個別指導は実施しません。

(3) 個別指導

実施する。ただし、高点数による個別指導は実施しない。また、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は病院外で行う。

◇ 高点数による個別指導よりも、情報提供による個別指導や新規個別指導などを優先すべきと考えております。優先の考え方も地域によって異なりますので厚生局と相談ください。

◇ 新規指定医療機関が誤った認識のまま診療を継続すると多額な返還が求められることもあることから、新規個別指導は早期に実施することが重要と考えております。都道府県医師会による教育・指導も何卒よろしくお願いいたします。

(4) 監査

実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は病院外で行う。

(5) 適時調査

実地での調査は原則中止する。病院による届出施設基準の自主点検を行わせることで実施とみなす。コロナ収束後の適時調査で返還事案が発生した場合の遡及は原則当該自主点検を行った時点までとする。

(添付資料)

1. 令和3年度における指導監査等について

(令和3年1月18日 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室 事務連絡)

事務連絡
令和3年1月18日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和3年度における指導監査等について

令和2年度における指導監査等につきましては、地域の状況に応じ、十分な感染防止対策を講じるとともに関係団体の合意を得た上で実施してきたところです。

現時点、緊急事態宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況ですが、令和3年度の指導監査等につきましては、下記によることとしましたので、適切に対応していただくようお願いします。

記

1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。

2 原則として次のとおり取り扱うこと。

なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮するとともに、被指導者等から新型コロナウイルス感染症の対応等のため指導への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を延期する等柔軟に対応すること。

今後、都道府県知事による移動、外出自粛要請が発出された際には実施を見合わせる等、地域の実情を十分考慮すること。

(1) 集団指導（指定時、更新時、登録時、改定時）

実施する（資料配付、動画配信も可）。

(2) 集団的個別指導

実施する（資料配付、動画配信も可）。

ただし、令和4年度も引き続き高点数であった保険医療機関等に対して令和5年度における高点数を理由とする個別指導は実施しない。

(3) 個別指導

実施する。

ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。

病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。

(4) 新規個別指導

令和2年度未実施分も含めて、全て実施する。

病院に対して実施する場合は原則院外で行う。

(5) 監査

実施する。

病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合は原則院外で行う。

(6) 適時調査

実地での調査は原則中止する。

令和3年度においては、病院による届出施設基準の自主点検を行わせることで実施とみなす。

コロナ収束後の適時調査において、返還事案が発生した場合の遡及は、原則当該自主点検を行った時点までとする。

- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては令和3年度の計画未達成が考えられるが、やむを得ないものとする。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。